

いたそらといたしまして、麻薬使用者の許可願いを私は出したのであります。ところが、これは大学病院、あるいはその他の官公立の研究機関でなければ、これを許可することはできないといふことで、私自身非常な障害を——研究上の障害を起しました。その後非常に私どもいろいろ陳情運動をいたしました、私はその毒物実験をやる麻薬研究者になつたのであります。かような明らかにわが国の学術の進歩発達のために研究をいたさんとする者が、いろいろ陳情をいたしましてお願ひをしなければ、その許可を得られないといふようなことでござりますならば、今後の日本の学術研究について非常な差しさわりが出ると考えるのであります。ただいまお尋ねいたしますと、なるほど、六条の二には欠格条件はある。それ以上はいろいろ考えてみなければならぬというお話をござりますといふと、各研究者が、これらの問題と真剣に取り組もうとしたしまして、そもそも、いろいろその環境において、これは許すとか、許さぬとかといふようなことになりまして、非常にこの方面的研究も支援を來たすと思うのであります。が、一体厚生省は、これらに対しまして、どういう条件ならば許可するということをこの際はつきりとこの場で明らかにしていただきたいと思います。

に書いてござ
生大臣がや
いけども、特定毒
ども絶対に
知識を持つ
きる。また
とを必要と
認定をし、
ろいろな諸
て、それに
は、それは
うと、私の
区別をいた
。目的は、毒
いはその他
合を取り締
するが、従
につきまし
によりまし
ば、いろい
にすみやか
講ぜられた
一ただいま
「おし、つ
ことがある
たしまする
いたしまし
いたしまし
うのであり
れによつて
きりさせて
これと似た
にもたくさ
免許を与

えたり、あ
生大臣なり
から診断を
の場合にお
といふもの
ござります。
るものと存
る者の者でな
通一般の医
○福原市君
適格条件と
すか。
○政府委員
とに相なる
○福原市君
は、色盲で
承知の通り
と思うのでさ
つきました
には許可さ
でありますか
承わりたい。
○政府委員(一
といふものの
ずかしいと
が、あるいは
せんけれども
通念上と申
申しますか
色盲といわれ
と、こういふ
○福原市君
はのみ認めな
とえば、これ
の药品に色を
あって、それ
いは誤りを生
この色盲とい
と思うのであ

るいは許可をとります。都道府県知事にいたたのではなきましても、医師をつけて抜つてあります。で、さよならして許可になるとして存じます。

そいたいたします。
高田正巳君) と存じます。
ここで問題にありますのが、いろいろ種類とありますのが、もう全然認めないと、いうことは、さよならして許可になります。

この解釈が非常にう御指摘でござりまするが、社会主義はさよならこと、いふか、そういうふれるような者は平素から、その趣旨でございまして、その点がまだそれは要するところではないのであります。それの識別ができる、はじやすいといふ点があるのです。それにつけるとか、その点をは

さればいいのか、さういふ點で、たゞ医学上色彩の鋭敏な者たる者には、全部いかないかと思ひました。でも、一つあると云ふことは、どうも思ひます。それで、田正巳君（法立）は、申し上げました。存じます。が、さういう場合は、さういう場合に、この法律の認定になるか否か、その目的といたたまに、十分に考えてこの法文に、このの判断をいたたまうのです。そこで、このの目的といたたまう場合にも、一とですか。英字の薬品やら化學品は、学科の試験で、一切の健康診断でも、色盲であると綠なら赤と辨別する場合にも、二つあります。と云ふ事です。

○の色がはとでれば、いわゆるOと呼ばれる色彩が、それには全部まするに難義があります。その一応のようないのか。それが別ができるといふのが、それには十分おなること、格がなやることは、入学をなんかだけの切許可に合格の結果に合格的的な学習に合規する限りの結果だけの切許可あるからこそあります。先生が分身して上達するためには、このところの文部省では、たゞ文部省をいふのであるのを申してあります。これが申用をかよつつきをいふこと、うに者、かえ

綱原亨君たるには、医学専門盲であれば合意があるのであります。この点の御意見、ただきたいと次回でもけつつきりさせて貰ふ事です。あとから間違ひましたように、色盲と称するという意味で、私たる先ほどのよろこびます。が、私は十分に考へましたと申し上げます。たして、かりにさうあるといいたしましては、たしたしたいと申上げた法律のことをいたしていふべきは、最初思ふのであります。ましては、たたかれていたしましたが、たしたしたいと申上げた法律のことをいたしていふべきは、最初思ふのであります。

たとえば医師とおなじく、格させないと、お答えがで、きつこうであります。この点においては、いただき題になると私はほどこります。そのあと、医学通念上、せらるる者は、あるといふことを十分に研えて運用しなければなりませんが、法律の趣旨と、いうのでござりますれば、それが法律の趣旨と從事するに申し上げます。それから、高野先生のようないい處を考へましたことは、がどういうふうで、法律の趣旨と、いうのでござりますが、二つともさういふことを十分に研究しておられる方には、おおむねお話をあつておられます。

○委員長（小林英三君） 本案に対しまして、本日の質疑はこの程度にいたしまして、次に移りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小林英三君） 御異議がないものと認めます。

な状況が、徐々と申しますか、だんだんに発展して参つておるわけであります。そして一部からは、必ずしも科医師が直接に指示監督をいたさざる者、非常に熟練した者、また素養の高い者であるならば、一定の命令指揮いたしました後、自分が責任を持つ

なことですか。私が了解いたしておりましたのは、さうしたことではないと思うのであります。たとえば義歯なら、義歯というものを作りますまでは、これは歯科技工であります。作りますまではその義歯を直接人体に当てはめますところが初めて治療といふものができます。

うのであります。が、さようであります。
○政府委員(高田浩運君) 法律的にシ
ヴァイアに考えればお詫の通りでござい
ます。ただ通俗的に考えますと、いう
と、技工という部門は、歯科診療ない
し歯科診療のうちでは相当重要な部分

○委員長(小林英三君) 次に、歯科技工法案を議題といたしまして、御質疑を願います。

○加藤武徳君 前回の委員会で歯科技工法案についての提案理由の説明を伺つたのでありますするが、私はこの法案について数点の質疑を行いたいと、かように思います。

まず第一点は、一つか二つか歯技工に

O 加藤武徳君 ところで、いわゆる歯科技工は、歯科医師のやりまする歯科診療の一部を分担せしめるという考え方であるか、従つて歯科診療のワク内における一部分担の考え方か、あるいは歯科技工士を作り、さらに行く行くの問題としては、歯科技工を診療の一部から切り離した考え方方に発展させようという基本的な態度であるか、その點につき、二つ印苦木、二三と

る。その治療をいたします一つの器械器具を作るというのが歯科技工と私は考えておるのであります、歯科技工を診療の一部とお考えですか。そういうたしますと、これはまた医薬分業と同じ問題が起る。その点ははつきり一
つ。

を占めていることは、これは十分御承知の通りでございまして、その意味において、世間にいわゆる通俗的に考えれば、これは歯科診療のうちの重要な一部分を担当するものであるというふうには言われると思しますけれども、厳密ないわゆる法律的な観念として考えれば、歯科医療あるいはこれに即応する言葉で表わされるところのもつこことは含めて、さういふ意味

○政府委員(曾田長宗君) 本案の趣旨は一通り提案説明で申し上げたわけですが、ござりますが、この一番ねらいといたしまして、ところは、歯科の診療の中に含まれております特に技工の問題といふものが、仕事といたしましても、近時ますますふえて参つております。歯科医師の実際に行なつております診療の中でも、時間的に見ても、また経費の上から見ましても、相当大きな部分を占めるようになつてきておるわけであります。そうして、この歯科の技工と申しますものは、もちろん歯科医師が責任を持つてやつておるのであります、ですが、その一部分は、歯科医師が他の技術者の補助を得て行うといふよう

まかし切るというわけにもいきかねない。しかし、他面歯科診療に対する需要が非常に高まっておりまして、参つておられる歯科医師も増加して参つておられますけれども、人口の増加の要望と申しますか、これの向上とのものにこたえることが、今日においてはいささか不満足な状態にあるところから、歯科医師が今やつております仕事のうちでも、介助者にまかし得るというような仕事がありますならば、その歯科診療の補助者にその仕事の責任を持つてもらう。他面におきまして、その責任を

おるわけであります。多少付言して申しますならば、今日の歯科教育、歯科医の教育というものにおきましては、その内容に、大きい意味で技工に属する仕事、科目といふものに非常に多くの時間を費されておるといふような状況からも、これは歯科医の教育のうちには含まれておるものというふうに考えております。

○櫛原亨君　ただいま加藤委員の御質問に対する御当局のお答えとされまして、歯科技工が歯科診療の一部であるといらご回答があつたように承わつたのであります。そういたしますると、この診療の一部門であるものを歯科技工士におまかせになるといふよう

○柳原寧君 この際はつきりさせておきたいのでありまするが、お出しになりました法律案におけるところの歯科技工と申しますのは、歯科診療を行なうために必要なその器具を作成する技術でありますて、診療そのものではない、できました器具を人体に当てはめますといふところにおいて初めて治療ということが行われて参るのであります。従いましてこの法律にいいます歯科技工といいますのは、歯科診療の外にあって、ただし歯科診療に必要な器具を作るということだと私は思ふ

分業の問題がすいぶんと論議をされております。そのやさきの法案でありますだけに、直接間接に関係を持ちますものは、果して歯科技工がどのような重さを持つかにすいぶんと関心を持つておると、この点だけを私はつけ加えておきます。

次に、資料によりますと、ただいま歯科医師は約二万数千名、かように承つておりますが、歯科技工のいわゆる技工士あるいは技工所、これは歯科治療の進展の度合いに随伴いたしまして、その数等も逐次変つてゆく、かようによく了解をいたすものでありまするが、資料によりますと、ただいまの歯科技工士は大体六千名、かよう

同様な規定をこの法案に盛り込む必要がありはせんどうか、かように考えておるわけありまするが、この点についての厚生省の御意見を承わりたい。

○政府委員(高田浩運君) ただいまお話をございましたように、本来歯科技工に携わる人たちは歯科医師との関係を生ずるわけです。一般大衆、いわゆる患者との関係は生じないわけでござりますから、理屈から申し上げまして

も、その広告するところも歯科医師を対象とした広告でとまるべきだし、それでまた十二分であるといふうに常識的に考へられますけれども、過去における実情等から判断をいたしまして、まま間違った広告等がなされるということになりますと、これは歯科医療の方に及ぼす弊害がきわめて大なるものがあると考えられるのでござります。一応、現在はそういうような不心得な方はおられないとは思いますが、実はその点も十分心配をいたしましたのでございまして、現段階においてこの種の職務を行なう先ほど申し上げましたようなこの種の職務を取り扱う者に、そこまで立ち入つて法律上の制限を加えることは法制上いかがであるかといふうな疑義もありましたので、一応ここには載せてない御提案申し上げたような次第でござります。

○加藤武徳君 次に、私は指示書のことをつきました若干お伺いいたしました。法案の第十八条には「歯科医師又は歯科技工士は、厚生省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によら

なければ、業として歯科技工を行つてはならない。」かよくなつておられまするが、私はちょうどだいたしました資料で、厚生省令で定めるいわゆる記載事項、この点につきましてのあれを繰ってみたのであります。見当らぬようありますが、いわゆる指示書はいかよくなことを記載せしめようという腹案でありますか、この点をお示し願いたい。

○政府委員(高田浩運君) 省令で記載をいたしたいと考えておりますことは、内容的な部分といたしましては、設計、作成方法、それから使用材料、どういう材料を使うかというようなことを内容的に考えております。そのはか、もちろん歯科医師の名前でありますとか、あるいは年月日であるとか、そういうことは当然書かせるつもりであります。

○加藤武徳君 第十八条についてはわかりましたが、第十九条につきまして、指示書の保存年限は二ヵ年、かように定めてあるようではあります。しかし、これは指示書を出しました病院なり診療所なりにおきまして歯科保存の義務者はだれなんですか。「病院、診療所又は技工所の管理者は、云々」ということで、これは指示書を出した病院なり診療所あるいは歯科医師、これが保存の義務者でございますか。

○政府委員(高田浩運君) 発行者ではございませんで、実際に製作をする所の管理者、従つて受け取った者と申しますか、技工所の管理者ということです。

○加藤武徳君 そうすると、第十九条は「病院、診療所」この文字は不要な

ので、歯科技工所の管理者あるいは歯

科技工士、かよくなつて表現することにようて足りるのじやないですか。この表現ですと、病院なりあるいは診療所の管理者が、ということに受け取れるわけであります。が、病院に勤務しておる歯科医師が指示書を同じ病院内の歯

科技工士あるいは歯科技工所に渡してあらせました場合に、その指示書の管理者は、なるほど病院内ではあるが、病院とは異なる歯科技工士あるいは歯科技工所、これが保存の義務者になるのじゃないですか。

○政府委員(高田浩運君) 例をあげて申し上げたいと思いますが、歯科医師を歯科技工所の管理者に対して指示書を発行いたしまして、そしてそこの技工所で作つて納める場合には、歯科技工所の管理者が保存の義務がある。それから病院なり診療所なりにおきまして歯科医師が患者を見まして、指示書を製作をして、そこに勤いております技工士に作らせる場合におきましては、そこの病院なり診療所なりの管理者が保存の責任者になる、と申しますのは、結局文書その他につきましては、これにいたしましておきましては、すべて管理に最後の責任を負わせていい。そういう医療関係の法律上の建前によつて、いわゆる医療報酬上のカルテの製作ということについての医療報酬上の考慮はまあ払われてない。今までだつて診察しているじやないか、その診察の結果を紙に書くだけなんだから、これは処方箋料を別個に取らなくていいじゃないかといふ議論があります。今までだつて診察しているじやないか、その点なんですが、処方箋についても同じ議論があるわけですね。今までだつて診察しているじやないか、その点なんですが、処方箋についても同じ議論があるわけですね。

○加藤武徳君 ところで今までには指示書を作成せずに義歎等を作らせておつたのに、今度のこの法律で新たに指示書を作らしめるといったしますならば、これが医療費に響いてくるかどうかと云ふ問題、これは医薬分業の問題で処方箋について議論があると同じような議論が起きやせんどうか、かよくなつてお考えます。たゞ、この点が付属する成敗等について、何がしか考へておられるかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(高田浩運君) この指示書をば、結局歯科医師があるいは自分でやるわけあります。が、その点が付属する方策について議論があると同じような議論が起きやせんどうか、かよくなつてお考えます。たゞ、この点が付属する成敗等について、何がしか考へておられるかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(高田浩運君) この指示書の点はごもっともだと思いますが、こういうふうにお考へいただきたいと思いますが、たとえば医師にしまして、歯科医師にしましても、患者を見た場合、カルテを書かなければなりません。これは法律上の規定になつてゐるわけであります。このカルテにつきましては、結局患者との関係は何らの直接関係は生じない、業務上の必要な基づいて作ることを法律上義務づけているわけでありますけれども、これについて、いわゆる医療報酬上のカルテの製作ということについての医療報酬上の考慮はまあ払われてないわけであります。ただ診療の内容に伴つての医療費というものが考慮に払われて、この指示書についても同じように、今までには指示書を必要としない

いたしますが、指示書につきましては、例外の措置を設けることなく、いかなる場合にも指示書を出せ、かようないふうなふうに考へておるようです。○加藤武徳君 それでは最後にお伺いいたしますが、指示書につきましては、かかる場合にも指示書を出せ、かようないふうなふうに考へておるようです。が、同じ病院なりあるいは同じ診療所特にかたわらに技工士を置いて治療を行なつておりまするような場合に、

繁雜な——繁雜といふか設計なりある

むしろ第四条なり第五条のかような規定は、法律に明示をすることなく、試験の制度なんですから、各都道府県の試験を行いまする際に、適当にかよらなことを勘案して措置をなさる、かよな措置がよろしいのであって、第四条なり第五条にややことさららしい特異な印象を受けるような表現をなさることをお避けになつた方がよろしいとはお思いにならぬでしょうか。

人たちから見れば、なるほど四条五
条というのは、いわば目ざわりになる
規定でございまして、特に四条なんか
につきましては、お気の毒な人たちか
ら見れば、特に目ざわりになる規定だ
というふうに思います。私どもも今お
話のような気持でありますけれども、
ただ法律上の問題として申しますと、
試験で法律の根拠をおかないで、この
人は不適当だから落すということにな
りますと、これはやはり行政上の越権
措置になりますし、従つて四条なり五
条というものの根拠規定がありません
というと、いかに目が見えない、ある
いは精神病にかかるっているということ
で不適当だと思いましても、試験で
は、通ればこれを落すだけの理由がな
いわけでございますから、その辺から
どうしてもこの四条、五条のようない
目ざわりにはなりますけれども、規定
を置かなければなりませんし、それか
らまた第八条において免許の取り消し
の規定がござりますが、そういうたこ
とも好ましいことではございませんけ
れども、闇運をしてくるわけござい
まして、その意味においてやむを得ず
この四条、五条の規定を置かなければ
ならないといふふうに考えております

が、この点はこの法律のみならず、医療関係者の、先ほど来申し上げておきました医療に關係した人たちの身分に関する連をしては、こういった欠格事由あるいは總体的な欠格事由というものを法律に規定いたしまして、官庁の試験における自由裁量の範囲をしぼつておるわけであります。

なわち物を作る業務といらものとの關係が明確なようで必ずしもこれがはきりしない、特に法文化されておらなかつた。從來の裁判等におきます判例等によつては、ある程度の區別がなつたのであります。これがはきりと法定されておらないといらところから、ともいたしますと、本来の歯科医師でなければ行うことのできな義歯等の型をとる、あるいは設計を考へる、あるいはでき上りましたものを具体的に患者の口の中に装着するといふよくなことが、歯自身を作ります技士に侵される、こゝうな事例が徒然からもございました。さよななことばないよう、これを見つきりと法文化して参り、歯科医師でなければ背負いられない責任といらものと技工士にまで得る業務といらものを明確にいたさよな混濁を避けたいといふふうに考えました。さよななことがおもとに原因でござります。

○政府委員（高田浩運君） 端的に申上げますと、医師とか歯科医師とか、そういうものにつきましては、これは厚生大臣、それからその補助者につきましては、一般的には大体都道府県知事の試験、免許といふような考え方で、実は大よその見当としては進んでおるのでございます。ただ御承知のように、たとえば看護婦につきましては、看護婦は厚生大臣、准看護婦は都道府県知事、そういうふうに多少教育程度を加味して振り分けておるのでござりますが、たとえばレントゲン技師等については厚生大臣というふうで、初めに申し上げました筋は必ずしも通つてはおりませんけれども、気持としては、そういうふうな振り分け方で、ただ、まあ現実の問題として補助者のうちでも教育程度の高いものは厚生大臣、そういうふうになつておる次第でござります。この歯科技工士につきましては、広い意味の歯科診療の補助的な役割を果すわけでござりますし、その他の今までの例とも勘案いたしまして、都道府県知事とということに考へた次第でござります。

○山下信信君 その知事の権限に対するか、厚生大臣の権限にしておくか、従つて試験も地方の試験にするか国家試験にしておくかといふことも、そのものがある程度格づけになるのですね。今の御答弁は、例をあげてその区分をお示しになつたのですが、ある意味においてはそのものの資格といふか、軽重さといふか、格づけになるような気がするのです。それですから、これはどういう基準で振り分けをするかといふことは非常に考えてやらなければならぬ。しかもこういう新

しい制度ですね、全国的な制度、これを知事限りでいいかどうかといふことでも、私はもつと理由をこの機会に聞かかしてもらわなければならぬ。それですら歯科技工士、これをほんの入歯屋という、ちょっとした程度のところで知事が監督をしていればそれでいいのだというふうな程度にこれを扱うか、治療の補助をやらせるのではなくて、少くとも歯科治療の、診療の中では歯科技工といふものは重要な部分を占めるのであって、その方面における非常な発展的な向上も期待するのだと、たゞ単にその技工士とか技師とか、そういったよろいわゆる入れ歯の職人であつたと、うようなものをぐつと引き上げて、ぐつと我が国の歯科診療の上に積極的に筋を立てて積極的に発展させるのだと、重要視するのだと、こうことになれば、厚生大臣の権限も監督権もよほど考えなければならない。それで一応知事の認可、知事の試験の程度においてこれをしたといふのであります。が、これは必ずしも軽く見たといふのではありません。先ほどこの法律の目的、期待を相当に当局は高く期待されておるのでありますから、軽く見たというのではないと思いますが、これは次回にまたあらためて伺う、それで法律の中を通して知事の認可にしてある、知事の試験にしてある、知事の監督にしてある、それをどの程度厚生大臣が監督することになつておりますか。この法律ではこれをちょっと見るところもう知事限りで何でもかでも片づけさせることなくできる。厚生大臣の監督といふものが私が見ると少し薄いように思うのですが、さほど中央において厚生大臣が相当二重に監督して

いくといふ必要はない、大体知事にすこし書いておけばよろしい、というお見込みであったのですから、どうでしようか。どの程度まで厚生大臣が監督しておることにこの法律はなつておるか、大づかみに御説明を願います。

○政府委員(高田治運君) 具体的な厚生大臣の権限として規定しておりますのは、十四条におきます養成所の指定、養成所の指定といふのは結局いい技工士が作られるかあるいはそうでないかといふ最もキー・ポイントになるわけでありますので、これは大臣の権限といふといたしております。それから次に試験につきまして、それらを出した人たるもの試験につきまして十二条の三項にございまして、おきまして、歯科医師試験審議会の委員の方々に指導をさせることができるというこの権限を規定いたしておりますのでございますが、従つて試験のやり方等につきまして、実質上必要があれば開考するといふ建前になつております。従つてこれらの人たちの養成なりし教育及び試験、そいつた最もキー・ポイントと見られるものにつきましては、厚生大臣の権限を規定しておりまして、その他の事柄につきましては、これはほかのこういったたぐいの法律につきましても同じでござりますが、原則として、都道府県知事の権限といしまして、都道府県知事に対しましては、厚生大臣の一般的な指導、監督の権限に基づまして、事實上の指導をやっていく、そういうような建前にいたしております。

おるという面がないようで、これは何かお考えがあつたのだらうと思うのですが、たとえばヒヤリングですね。ヒヤリングをやるようなことは、まあ最近新しい立法でこうして民主的な規定が出ておる。これは何をヒヤリングをするのかと思うて見ると、いろいろ処分をするときやることですね。これは大事なことですね。業務を停止させたり認可を取り消したりいろいろやる。このヒヤリングは知事限りということですあります。言いかえると一審限りですね。この制度はこれで知事限りがやるのですね、御承知の通り。これは知事処分の場合でも、二審制度で知事の決定に不服のある場合には厚生大臣に行く場合がある、そういう事例は他にあるのですね、御承知の通り。これは知事限りにしておる。こういうような重大なような場合に、訴えを一方的に知事だけ最後のなにをさせて、厚生大臣がもし全体の監督者なら厚生大臣まで異議の申し立てをさせることが——この歯科技工士に関する限りは、この法律は最終の監督者というのは厚生大臣だぞということがはつきりするのですが、このヒヤリング、大事な業務開始だと、免許の取り消しだとかいうようなことが、知事限りで最終審判にさせてしまうということは、何か特別の理由でもあつたんでしょうか。どういう意味で——こういう大事なことでも厚生大臣が姿を現わしていないですね。ですからそういう意味で、私は大へんそういう点の、まあ厚生大臣といえば厚生省ですが、つまり本省のこれが力をこめて指導監督する形が法律の中に出でていないということを申し上げるのでですが、何か知事の一審限りにしる特別の理由がありますか。

○政府委員(高田清運君) このいわゆる聴聞に関する規定は、御承知のように、ほかのこの種の法律に規定をしてござりますが、大体それと同じような形になつておるのでござります。これは御承知のように、処分を受けた者のいわゆる権利の保護、被処分者の保護の規定でござりますので、この規定によつて手続を経て処分を受けて、なつ不服がある場合にはおきましては、訴願による道もござりますし、さらにそれによつて不満足な場合には行政訴訟という道もござりますので、まあ、これは、いわゆるお話のお言葉を借りれば、一審といふことにしたわけでござります。

○山下義信君 先ほどお話が出ました
が、この歯科医師試験審議会の委員が
ですね、「試験の基準」に関する事項
技工士試験審議会を指導させることが
できる。」ことあるのですね。これは、こう
いう立法例が他にありますか。つまり
これは、言葉をかえることですね、厚
生大臣がさせるのでありますから、さ
せるでしようが、法律の上から見る
と、歯科医師試験の試験委員は、結局
このことに関する限りは、知事を指導
することができるのですね。歯科技工
士試験審議会というのは、知事の監督
下に属しておるのでありますから、知
事を指導することができる。これは、
こういう立法例が他にあることになつ
ておりますが。

○政府委員(高田清運君) これは、保
健婦助産婦看護婦法におきまする准看
護婦の試験に関連をして、これと同じ
ような規定がござります。

○山下義信君 先ほどお話のありました
指示書ですね、これは加藤委員の御

質問のときには、この指示書というものは、歯科医師に発行義務があるようないと思ひますが、ただいま特例技工士といふ話が出ましたが、特例技工所といふのは、今現在、先刻来のお話によりますと六千ばかり技工士がおる。その方々を、この法が適用されたらさうなんですか。

○政府委員(高田浩運君) 発行の義務は、お話をのようにございません。ただこれがなければ、いわゆる技工の施行ができないわけでございますから、その意味から、実質上技工を頼もうとすれば、義務づけられておると見て差しつかえないと思います。

○山下義信君 もう一つ伺つておきますのは、経過規定における特例技工士ですね、経過規定における特例技工士と本文における歯科技工士との二者の扱いの上に非常に大きな何か差があるところがあつたら教えておいて下さい。これは法律を読んでもわからぬ、全部同じですか。経過規定で、名称を特例技工士といふだけで、何もほかに変りはないのか、多少歯科技工士、特例技工士について扱いに差があるのか、教えていただきたい。

○政府委員(高田浩運君) 實質上は特別の差はございません。ただ法律上、まあ、立法技術として、大へんどちらになりにくいやうな、非常にめんどくさい規定になりましたけれども、さよう御了承願います。

○谷口弥三郎君 私も一言お伺いしたいと思ひますが、ただいま特例技工士といふ話が出ましたが、特例技工所といふのは、今現在、先刻来のお話によりますと六千ばかり技工士がおる。その方々を、この法が適用されたらさうなんですか。

そく特例技工士という名前で三十五年まで、いわゆる技工の仕事ができるといふふうにやられる気持です。

○高野一夫君 関連して、この付則の中には、今の谷口委員のお話のあつたこの特例技工士なんかは、従来の既得権を認めて歯科技工士としての仕事を与えよう、させよう、こういうことだらうと思います。ところが、これはいつの日にかなくなるべき性質のものだと思ひます。ありますが、こういう場合にわざわざ特例技工士なるそういう名称を置かなければならぬ理由がどこにあるのですか。たゞ従来こういふものは既得権として認めて、歯科技工士として認めることのなら、従来にもいろいろな法律で付則に経過規定として置いてあるよう思ひますが、わざわざここに特例技工士なる特殊の名称を置かなければならぬということはどういうことでござりますか。それとあわせて御答弁をいただきたい。

○政府委員(高田浩運君) 谷口先生の御質問の点につきまして、お説の通りでございます。それから高野先生のお

話のように特例技工士という特別の名前をつける必要は、これは好ましくないわけござりますけれども、ただ法律を書く上からいたしまして、こういふ計らいとしては、春秋二回というふうに常識的に考えております。

○政府委員(高田浩運君) この特例技工士は試験をある程度簡便に書くための言葉としてこういふ言葉を使つたわけでござります。

○谷口弥三郎君 ただいまの、現在技工士としてやつておられる方を特例技工士といふいう私よくわかります。すでに何年か技工士としてやつ

ておつたものは既得権としてこの際技工士にするというお気持は全然ないの

か。

○高野一夫君 関連して、この付則の中には、今の谷口委員のお話のあつたこの特例技工士なんかは、従来の既得権を認めて歯科技工士としての仕事を与えよう、させよう、こういうことだらうと思います。ところが、これはいつの日にかなくなるべき性質のものだと思ひます。ありますが、こういう場合にわざわざ特例技工士なるそういう名称を置かなければならぬ理由がどこにあるのですか。たゞ従来こういふものは既得権として認めて、歯科技工士として認めることのなら、従来にもいろいろな法律で付則に経過規定として置いてあるよう思ひますが、わざわざここに特例技工士なる特殊の名称を置かなければならぬということはどういうことでござりますか。それとあわせて御答弁をいただきたい。

○政府委員(高田浩運君) これは、谷口先生が関係をいたしましたエキス線の関係においても同じでござりますけれども、従来から事実上やつておつたというだけで、そのまま認めるといふことは、この法律制定の趣旨からいたしましてもいかがかと考えますので、やはり試験という過程を経てそこで分けることが必要だらうと思ひます。

○谷口弥三郎君 まあ、診療エキス線技師あたりの方の試験を受けますときと同様に、一応試験をするというお話をございますが、この試験は、これによりますと年に一回以上おやりになるというお話をございますが、これは各府県に同様にずっと一回ずつおやりになるのです。それとあるところは二回とか三回とかおやりになりますような場合もあるのでございましょうか。

○政府委員(高田浩運君) 大体まあこの種の試験の通例といつしまして、法律上の条文に一年に一回以上という規定になつておりますが、実際上の取り

程、全体として非常にわかりにくく文整理上こういった格好にしただけです。これを、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然もれなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。といふことはどうもおかしいと思うのです。そうして今、五年間のうちに試験なんといふ特別な名称をつけるといふことはどうもおかしいと思うのです。それで、私がこの間友人に久しうりに会つたのです。そしたらその友人が急に美人になつたわけなんです。それで目も変わってないし鼻も同じだし、

○高野一夫君 もう一つ伺いますが、それじゃ別個の法律で、少くとも厚生省所管の法律でこういうような書き方をした法律がありますか。

○政府委員(高田浩運君) その人についてこういった名称を使つたのはちょっと記憶にありませんが、もしあります

たらまた後日お答え申し上げます。

○高野一夫君 私の承知している限りにおいては、かつてこういふ例はない

家だと思うのです。それで新しくこの過程を経てきた人が熟練してそこまで達成できたらば、これはほんとうに

理想だと思いますけれども、現在まで

その顔をしみじみ見ましたら、入れ歯が變つていただけなんです。で、私は

技工士というものをこれは一つの芸術

で今やつておる人、すなはち何らかの形においてこの仕事をに携わつておる

人たちを全部しからばそのまま認める

といふことになりますと、極端なもの

の言ひ方をしますると、それじゃ特別

のこういう法律を作る必要はないじゃ

ないかといふ言い方も、反論として出てくるだらうと思うのです。なるほど、現在この仕事をに携わつておられる

方の中には、今お話のようにりっぱなお仕事をなされる方もあるらしい、そうでない方もおられるであろうと思ひますし、これを今日ただいまこれを振

ておつたものは既得権としてこの際技工士にするというお気持は全然ないの

か。

○高野一夫君 それならますます特例

技工士なんといふ特殊な名称を置く必

要を認めない。五年間の間に既得権として認める、そうしてできる仕事といふものは、特例技工士であらうと歯科

技工士であらうと、内容においてはど

うも変りない。しかも五年の間に試験を受ければこれは歯科技工士になる。

これは一体何の区別がありますか。わざわざこういう名称を置くこと自身が

かえつて非常に複雑化する、こうい

うふうに私は思ひます。

○長谷部ひろ君 私も、今高野先生がおつやいまつたように、特例技工士

が受からなかつたらその資格は全然も

れません。私はほもこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうなわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) まあ本来こ

の法律を作ります趣旨が、歯科技工の

今お話しになりましたような重要性を十分考慮いたしまして、そういう重要な仕事をやり得る人間といふものをや

から見ればわかると思いますが……。

○高野一夫君 お話のよう

に、こういふかにも特別といいますか、別のもののような誤解を起されます

れるおそれもなきにしもあらずと思われます名称を用いることは、私どもも実はいかがかと思つておりますが、ただ法律を書きます便宜と申しますか、

これが、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然もれなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。といふことはどうもおかしいと思うのです。よう

う。そうして今、五年間のうちに試験

なんといふ特別な名称をつけるといふことはどうもおかしいと思うのです。といふことはどうもおかしいと思うのです。よう

うな程度以上の水準に置こうとい

うことが一つのねらいでござります。

もしそれが必要がないということであ

るならば、これは何もこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうなわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) まあ本来こ

の法律を作ります趣旨が、歯科技工の

今お話しになりましたような重要性を十分考慮いたしまして、そういう重要な

仕事をやり得る人間といふものをや

から見ればわかると思いますが……。

○高野一夫君 お話のよう

に、こういふかにも特別といいますか、別のもののような誤解を起されます

れるおそれもなきにしもあらずと思われます名称を用いることは、私どもも実はいかがかと思つておりますが、ただ法律を書きます便宜と申しますか、

これが、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然も

れなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。よう

うな程度以上の水準に置こうとい

うことが一つのねらいでござります。

もしそれが必要がないということであ

るならば、これは何もこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうなわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) まあ本来こ

の法律を作ります趣旨が、歯科技工の

今お話しになりましたような重要性を十分考慮いたしまして、そういう重要な

仕事をやり得る人間といふものをや

から見ればわかると思いますが……。

○高野一夫君 お話のよう

に、こういふかにも特別といいますか、別のもののような誤解を起されます

れるおそれもなきにしもあらずと思われます名称を用いることは、私どもも実はいかがかと思つておりますが、ただ法律を書きます便宜と申しますか、

これが、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然も

れなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。よう

うな程度以上の水準に置こうとい

うことが一つのねらいでござります。

もしそれが必要がないということであ

るならば、これは何もこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうなわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) まあ本来こ

の法律を作ります趣旨が、歯科技工の

今お話しになりましたような重要性を十分考慮いたしまして、そういう重要な

仕事をやり得る人間といふものをや

から見ればわかると思いますが……。

○高野一夫君 お話のよう

に、こういふかにも特別といいますか、別のもののような誤解を起されます

れるおそれもなきにしもあらずと思われます名称を用いることは、私どもも実はいかがかと思つておりますが、ただ法律を書きます便宜と申しますか、

これが、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然も

れなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。よう

うな程度以上の水準に置こうとい

うことが一つのねらいでござります。

もしそれが必要がないということであ

るならば、これは何もこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうなわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) まあ本来こ

の法律を作ります趣旨が、歯科技工の

今お話しになりましたような重要性を十分考慮いたしまして、そういう重要な

仕事をやり得る人間といふものをや

から見ればわかると思いますが……。

○高野一夫君 お話のよう

に、こういふかにも特別といいますか、別のもののような誤解を起されます

れるおそれもなきにしもあらずと思われます名称を用いることは、私どもも実はいかがかと思つておりますが、ただ法律を書きます便宜と申しますか、

これが、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然も

れなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。よう

うな程度以上の水準に置こうとい

うことが一つのねらいでござります。

もしそれが必要がないということであ

るならば、これは何もこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうなわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) まあ本来こ

の法律を作ります趣旨が、歯科技工の

今お話しになりましたような重要性を十分考慮いたしまして、そういう重要な

仕事をやり得る人間といふものをや

から見ればわかると思いますが……。

○高野一夫君 お話のよう

に、こういふかにも特別といいますか、別のもののような誤解を起されます

れるおそれもなきにしもあらずと思われます名称を用いることは、私どもも実はいかがかと思つておりますが、ただ法律を書きます便宜と申しますか、

これが、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然も

れなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。よう

うな程度以上の水準に置こうとい

うことが一つのねらいでござります。

もしそれが必要がないということであ

るならば、これは何もこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうなわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) まあ本来こ

の法律を作ります趣旨が、歯科技工の

今お話しになりましたような重要性を十分考慮いたしまして、そういう重要な

仕事をやり得る人間といふものをや

から見ればわかると思いますが……。

○高野一夫君 お話のよう

に、こういふかにも特別といいますか、別のもののような誤解を起されます

れるおそれもなきにしもあらずと思われます名称を用いることは、私どもも実はいかがかと思つておりますが、ただ法律を書きます便宜と申しますか、

これが、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然も

れなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。よう

うな程度以上の水準に置こうとい

うことが一つのねらいでござります。

もしそれが必要がないということであ

るならば、これは何もこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうなわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) まあ本来こ

の法律を作ります趣旨が、歯科技工の

今お話しになりましたような重要性を十分考慮いたしまして、そういう重要な

仕事をやり得る人間といふものをや

から見ればわかると思いますが……。

○高野一夫君 お話のよう

に、こういふかにも特別といいますか、別のもののような誤解を起されます

れるおそれもなきにしもあらずと思われます名称を用いることは、私どもも実はいかがかと思つておりますが、ただ法律を書きます便宜と申しますか、

これが、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然も

れなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。よう

うな程度以上の水準に置こうとい

うことが一つのねらいでござります。

もしそれが必要がないということであ

るならば、これは何もこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうなわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) まあ本来こ

の法律を作ります趣旨が、歯科技工の

今お話しになりましたような重要性を十分考慮いたしまして、そういう重要な

仕事をやり得る人間といふものをや

から見ればわかると思いますが……。

○高野一夫君 お話のよう

に、こういふかにも特別といいますか、別のもののような誤解を起されます

れるおそれもなきにしもあらずと思われます名称を用いることは、私どもも実はいかがかと思つておりますが、ただ法律を書きます便宜と申しますか、

これが、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然も

れなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。よう

うな程度以上の水準に置こうとい

うことが一つのねらいでござります。

もしそれが必要がないということであ

るならば、これは何もこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうなわけ

でござります。

○政府委員(高田浩運君) まあ本来こ

の法律を作ります趣旨が、歯科技工の

今お話しになりましたような重要性を十分考慮いたしまして、そういう重要な

仕事をやり得る人間といふものをや

から見ればわかると思いますが……。

○高野一夫君 お話のよう

に、こういふかにも特別といいますか、別のもののような誤解を起されます

れるおそれもなきにしもあらずと思われます名称を用いることは、私どもも実はいかがかと思つておりますが、ただ法律を書きます便宜と申しますか、

これが、こういう特別の簡単な五字の言葉を使ひませんと非常にたくさんのが受からなかつたらその資格は全然も

れなくなるのだとおっしゃいました。私はおかしいと思うのです。よう

うな程度以上の水準に置こうとい

うことが一つのねらいでござります。

もしそれが必要がないということであ

るならば、これは何もこの法律を作る

必要はなくして、現在通りにおのがじ

しやつておればそれでけつこうな

も、前回も申し上げましたように、女子とすることがむしろ適当である、
そういうべきであつたと思います。

性があるかどうか、この辺のことを一つ。

の塗布でありますとか、そりいつたよ
うな方面がたくさんの人によつて可能
にされる、そりいつた事態を早く招来

わけなんですが、もしもそういう方面の看護婦に人が足りないというならば、それをやす方法を考える、これ

になりますので、従いまして、そういう
たしますというと、この従来の歯科衛
生士と屋をば、一面においては薬物の

立法早々の間に行われましたので、その間の十分な考慮なくしていろいろ形になつておるのでござります。それで、それに加えて今度新しいわゆる看護婦の業務の一部分を行つてますます女子とすることをはつきりこの機

は、今お話を通りでござります。それ
でこの数は現在の日本における歯科医療
患及びその疾患の予防に関連をした仕
事に関連をしてはあまりにも少いと思
います。これはある程度、この制度が
創設をされましてからいまだ十年である

いたしたい、かのように考えております。
○高野 夫君 そうしますと従来通りの衛生士の仕事ではどうも一向ふさわない、需要がない、そこで今度この看護婦の仕事を与えればふさわしい、保健婦の仕事を与えればふさわしいと考えられます。

は衛生士は衛生士で、衛生士のほんとうの歯科衛生における口腔の予防、歯石の除去その他の仕事に専念させる。こういうことの方が筋道が立つのじやないかしらんと思うけれども、それはどうですか。

塗布であるとか、あるいは歯石の除去であるとか、そういう仕事にも役に立つし、一面においては歯科診療の補助にも役に立つ、そういうようなことがありますますます従来伸び悩みがちであった歯科衛生士の需要というものが、そろ

○加藤武徳君 よくわかりましたが、あなたは両またかけての御答弁なのでして、かりに両またかかつておるとして、重さはどうぞにかかるのですか。

満ちませんので、その関係もあらうかと思ひますけれども、しかし一面において、数の問題はいわば需要と供給との関係といふものもござりますし、そういう意味からいたしましても、従来のいわゆる歯科衛生士一本の姿の需

能性がある、かようなお話をのように受け取つたのであります。もしもよろしくうな意味で保健婦、看護婦の仕事を与えるために、歯科診療に専する限りは、そういう仕事を与えるためにふえることするならば、歯科診療の面に働く

○政府委員(高田浩運君) 従来努力の過程といふものはそういうことであつたのでござります。ただ、先ほど申し上げましたように、現実の問題として、歯科業務をやっていく、あるいは歯科診療所を開設をしてやっていく上

いう格好で伸びてくる、その結果としていわゆる歯科疾患の予防ということが相当伸びる、そういうことをまあ見込んだわけでござります。

ここで業務を付加したことに重点を置いての名称の変更であるか、あるいはさような業務の付加をしない場合で当然改正したい、かよくな意欲を持つておられたか、この両者の重さはどうやらにかけておられますか。

べき保健婦なりあるいは看護婦といふものとの職域といいますか、それが多分に侵される懸念がありはしないかと思ふけれども、それはどうですか。

○政府委員(高田浩運君) 御承知のよ
うに看護婦の数は、現在の病院、診療所の割合、つまり看護婦一百二十人を

からいたしまして、看護婦を雇つて薬科診療の補助をやつていけば、その方面はこれはそれで十分でござりますけれども、しかしながら従来技工士がやつておりました仕事を現在の看護婦等の教育を受けているものにやらせるには、これは、これは許さぬべき

れない。そして一方の方は保健婦助産婦看護婦法なるりっぱな法律があるわけです。そこで单なるそりい便宜主義をもつて、この歯科衛生士法によつてこの別個の保健婦助産婦看護婦法の一部をくずすと申しますか、何と

○政府委員(高田清選者) まあおとせん
が重いかどうかは軽いか、これは一が
いには言えないと思いますけれども、
従来とも適当な機会があればこれは変
えるべきだ、少くとも私自身はかよう
に考えております。

衛生士もそれから片一方すま前本語訳の補助をさせるために看護婦を雇わなければならぬ、これは経済的にも相当な負担でござりますし、その觀点から需要が必ずしも伸びないという点もあつたと私ども理解をいたしておつたのでござりますが、この点を今度のよ

所傳のいわばる需要に比へまして是は十分とは申せませんで、今後さらに馬力をかけてふやさなければならぬ、そういうよくなき客觀情勢でござりますので、向うの、そちらの方の領分を取りに行つて摩擦を起す、そういうことを考えておりません。

的で、従いましてその方面については別個にまた歯科衛生士を雇わなければなりません。そういうことになるわけですが、あります。そういたしますと、実際問題として、歯科診療所を運営する

申しますがこれに負ふるよなたを、
いう立法の措置の仕方をするといふこと
とが適当であるかどうかといふことを
は、私はこれは十分検討する必要があ
ると思います。まあきようでなくても
けつこうですけれども、この次にで
けます。

すか六百人くらいだといふ話をかつてどこからか聞いたことがあります、まあそんな程度のものであります。それから今後の程度これが必要なものであるか、そして従来とも、この法律ができてから今日まで、わざか六百人くらいしか歯科衛生士になるような希望者はなかつたのか、あるいは希望者はあるけれどもなれないのか、今後どの程度までこれをふやしていった方がいいのか、またふえる可能

うに業務を改正することによりまして、その辺の不便を一面において除去し、それに伴つていわゆる歯科衛生婦に対する需要が増し、一面において歯科医師のいわゆる診療の補助についての不便を除くと同時に、一面においてもつと伸びなければならない、もつと日本の歯科衛生の分野において働いてもらわなければならないと思っておりましたいわゆる歯科衛生士の従来の仕事、歯石の除去等でありますとか、薬物

○高野一夫君　これで打ち切るつもりだったのですが、もう一つ。それじゃ看護婦、保健婦をふやせばいいのであって、衛生士をふやしてそうして看護婦が足りないからそれを補うといふことは、これは私は考え方方がおかしいと思う。歯科衛生士の本業といふものは、口腔に關する予防的の仕事である、これが本業である。そこで便宜上、ここに保健婦、看護婦、助産婦の仕事をさせよう、こういうことになる

していく上からいっても、これは相当経費の上からいっても負担がございますし、反面、従来の歯科衛生士につきまして、もちろんいわゆる患者のベッドにつき添つての世話という教育、はこれは受けておりませんけれども、歯科診療の補助という仕事につきましては、ある程度それを可能にするような教育を受けておりますので、その方面は現在の教育程度でその業務をプラスをしてかまわないというふうな状態で

○山下義信君 議事進行について。私は政府に要望しますが、政府の御答弁は、これは前回以来、本日も私の質問にも加藤委員の質問にも、また今の高野委員の質問にも、御答弁が実ははつきりしない。いつまでも質問も要領を得ぬし、何というか、議論ではまだないけれども、議論の段階ではないけれども、堂々めぐりしていけるけれども、はつきり一つ答弁して下さい。それだけ要望します。つまり、言いかけられ

護婦といふものが御活動せんとする分野とは違うじやありませんか。同じ分野で同じ職域でもつてただ資格の内容を名称だけを変えるがごとき印象を受ける説明をわれわれになさるのですけれども、今の六百人の歯科衛生士といふ人たちの働いておられる分野といふものと、今度歯科診療補助なりにタッチさせようとする、今度大いに活動しようとするとする職域分野は非常に私は違うと思うのです。それを同じ方向のよう識が違うのかどうか。あの皆さん御質問におそらく関連すると思うので、政府からはつきり御答弁願いたい。

は健康の基礎になるだろうと——私けで
歯のこととはわからないけれども、思う
のですが、その方向に行くのでしたら
その目的のための改正でしたら、歯科衛生
婦よりも修業年限が低いもので看護婦と
が今までやつておった業務を、歯科医師
が看護婦を雇うことは経済的の負担
の上からも、負担が過重であるからと
いう医務局の方の御答弁であったのを
見ると、これは歯科衛生の向上よりも
むしろ程度が低くなる点があるんじゃ
ないかということをおそれのです。
それでそういう意味においては、現在
の歯科衛生士をそのまま別に改正する
必要もないようと思われる、ただこれ
を女子の新しい職域として保健婦、看
護婦、助産婦、そういうような点まで引
き上げていこうといふ法律であるなら
ば、私は歯科衛生婦という新しい名称も
と同時に、新しい積極的な歯科衛生の向
上、予防医学だと公衆衛生という立場
から、これは積極化していくべき点で
あるならば、私はこの名称の変革も、
改正も非常にいいことだと私は思う。
それなしにただ便宜的に現在のもの
を看護婦よりも歯科衛生婦の方が使い
やすいからとか、あるいは男の衛生士
があまり多いとまがいの行為が起るよ
うな危険性もあるからという便宜主義
でもってこの法律が改正されるという
ことは、私は、どうもあまり積極性が
ない、むしろ歯科医療を低下さすよう
に思われてならないのですが、医務局
長でも、厚生大臣がせつからおられる
のですから、歯科衛生に対するもつと
積極的な施策、すなわち歯科衛生婦と

いろいろのものによって、積極的に歯科衛生をやられる意思があるのかどうかということをお伺いしたいのです。

○政府委員(曾田長宗君) かなり根本的な疑念についての御質問でございまして、ですが、御質問に対しても的確な御答弁ができるかどうかわかりませんが、一応お答えさせていただきますれば、私どもとしましては、今の歯科衛生士あるいは看護婦それから保健婦、かよとなもの教育につきまして、率直に申し上げますれば、二つの方向がございます。もつと近いものを申し上げれば、看護婦と保健婦なんであります。戦争前には御承知のように、看護婦の資格のない保健婦といふものが認められておったんであります。今日におきましては看護婦の基礎的な教育を受けておらなかつたならば、保健婦の仕事はできないというふうに考えられて、看護婦の教育をまず受けて、その上に保健婦の教育を一年なり何なり受けて資格を得ると、建前になっております。最近におきましては、いわゆる浸透教育と申しまして、この看護婦の教育とそれから保健婦の教育とを一緒に基礎的な、あるいは共通的な教育を行いまして、そして四年間なら四年間の教育を経ました時に初めて看護婦の受験資格及び保健婦の受験資格も出てくる、同時にそのかわり生ずるというような教育の方にかえって妙味があるのではないか、と申しますのは、いわゆる疾患単なる治療あるいは単なる予防といふような教育は、この分野においては直接にこまかく入り乱れておりまして、あります。はなだわき道に参りま

して恐怖でござりますけれども、これは医学の教育におきましても、二つの議論といいますか、学派と申しますが、いろいろようなものがあるわけではあります、予防と治療といふものは、これは分けるべきものではないといふ考えがございます。少くともそれぞれ主として担当するのは、いずれを担当するかといふ区別をいたしましても、両方の知識を少くとも基礎的な点においては兼ね備えておかなければ、予防の面あるいは治療の面を主として担当するとしても、十分なことができないといふふうに考え方られてゐるような次第であります。それで本論に返りますれば、この歯科の面におきましても、従前は歯科の予防といふ面を担当します者として一応歯科衛生士を考えたのです。そうしてこの診療の介補の看護婦がこの歯科においても診療介補を行う最も適当なものだといふふうに二本建に考えておつたのであります。ところが先ほど来次長からも説明申し上げましたように、実情はどうかと申しますと、この看護婦が広く一般の診療介補の技術を身につけておるのではありませんから、非常に限定されまし
た歯科の診療介補に招きましてもとかく希望をいたさない。またこれは全般としまして、他の一般医療におきましても看護婦が不足しておるという事情もあると思うのであります。事実歯科医師の方ではこの看護婦を希望いたしましても、現実においてはなかなかこれが得られないというような状況であります。また他面におきまして、歯科衛生士は非常に何と申しますか、非常に明るいと申すか、高い希望

をもつて作り出された制度でござりますけれども、この歯科衛生士の活用というものが、これも十分にその活動の分野が開けて参りかねておるきらいがあるといふようなことで、これはただ予防だけをやるので、すでに虫歯になったものは指導力も何にもないといふような工合に世間からとられますと、非常に予防といふ面においても十分な力を伸ばすことができない。事実はいかがと申しますれば、生理解剖等基礎的な学問はやつておるのであります。むしろ歯科衛生士は大体高等学校を出て学校に入るわけであります。看護婦もさようありますけれども、准看護婦等は中学校卒業で教育を受けることになっておりまして、准看護婦よりは高い基礎的な教育をもつてこの術をおさめておるものであります。従いまして、この基礎的な知識は決して准看護婦に劣つておるものではございません。その上に歯科診療につきましての知識といふようなものでござりますと、一般の看護婦あるいは准看護婦の教育におきましては、歯科診療にさかれます具体的な時間といふものはきわめてわずかなんであります。むしろその時間よりも歯科衛生士の方が現実にもよけいな経験を経ておる。もちろん診療介助者としての特殊な教育ではございませんから、幾分ねらいにズレはございますけれども、このいわゆる歯科の臨床關係の仕事といたしましても、かなりな時間をとり得るといふことになつて参りますので、さように考えますれば、この歯科衛生士にこの診療介助を行ふのだということで、その力をつけるだけの時間は優にそれのでありまして、また基礎も備わつてお

るのです。こういたしますれば、歯科診療に限る限りは、診療介補のことが今日の高等学校を出て勉強する歯科衛生士の人たちには優にこなせる知識を持ち、そして診療介補についていける力がつくといふうに考えておりまして、またさよになりましたれば、この疾病予防の点についても十分な知識を持ち、そして診療介補についても、決して一般の看護婦には歯科に限る限りは劣りはせずむしろまさった力を、技能を持った人がここに養成できるこというような意味におきまして、この二つの——先ほど御質問がございましたが、二つの種類の職種を作つて参ると言いましても、その基礎的な教育や基本的な技術におきましても、非常に多くの部分が重複いたしますのであります。それに若干ずつこの特殊な教育を加えますすれば、この歯科予防といたしましても、また歯科診療としても、十分何といいますか、成果を上げるだけの技能を備えられ得るといふうに考えましたところで、これを一つにまとめておきたいのが今日の実情に合つておる。歯科の治療及び予防という両面を進めていく上には、この考え方をきわめて適切であらうといふうに私どもは判断した次第であります。

ろの保健婦、助産婦、看護婦といふのは、その法律で定めたる領域を持つた一つの仕事が自分たちはできると、こう思つておる。ところが歯科衛生士法を見れば、あにはからんや歯科診療法の中に規定する限りは、その仕事の一部がこつちの方でやられているのだそうだ、だ、やつてもかまわないのだそうだ、こういうことになるわけでありまして、それを一つの法律できめておいて、そこで、本業をこつちできめておいて、それを別個の法律でもつてそれをくずすといふことは、僕はどうかと思う。その前の看護婦法の中に除外例を設けて、そして歯科診療に關する限りでは、こちこちにしても差しつかえない」と、こういうふうな規則にすることが、私は筋道だと思うが、その点はどうですか。簡単に一つ。あなたのは長いから、簡単に一つ。簡潔にやつて下さる。

今の中では歯科をやつてもいいといふことに言われたのです。ひっくり返していえば、看護婦は三年間の教育を受けた衛生士がおったならば勤めるのもしろくないだろう。そこで考え方としては、今度はその一年間の衛生士に看護婦までの仕事をさせたならば、そうすれば非常に予防衛生も発達するのであらうし、衛生士も非常に今後の活躍場面が広がってくるだろう。こういうことで私は歯科衛生士を衛生婦にすると、いうふうなことになったと思うのだが、そうすればその点からいけば、何かこの歯科衛生婦というのは保健婦、助産婦、看護婦よりも下だと、そうすれば口腔衛生というものは下でいいのだ。こういうことになるのだと思ふ。そういう人でなければできないということならば、看護婦にこの歯科衛生士的なことをさせるならば、すでに一般看護を卒業しておった人ならば、高等学校を卒業した人だけの人人が一年で習得する仕事ならば、おそらくその半分ぐらいができるのじゃなかろうか、こういうふうなことも成り立つわけですが、どういうふうですか、その関係は。

○阿具根登君の仕事のうち、診療介補の部分だけが一般的の看護婦にも許されるという意味でございまして、歯科衛生士の仕事は一般の看護婦はできませんでござります。さように私ども考えております。

○阿具根登君 さうすれば逆に行はば、歯科の看護婦は一般看護婦の免状を持たなくてはできないのだ、こういふことになるわけなんですね。そうであります。

○政府委員(曾田長宗君) 今回の歯科衛生婦の免状を持つております限りはできます。

○阿具根登君 そういうことになるのですね。そうすると、歯科に関する看護婦といふものは一般看護婦がやらなくてはならない。それだけの経験を持たなくてはよろしい。一年間予防医学といふか、歯石とかあるいは衛生とか、それだけ習つておけばいいのだ、看護婦は勤まるのだ、こういうことになりますね。どうです。

○政府委員(曾田長宗君) ちょっと御質問の意味をつかみかねましたのですが。

○阿具根登君 私は、口にしても目にしても看護婦といふものは、やはり一通りの看護婦の技量を持っておる人がやるべきだという觀念をもつて話をしとおるもので、あなた方の意見を聞いておれば、この歯科の看護婦については、一般看護婦並みの仕事ができなくとも、それだけの教養を受けておらなくとも、衛生的な教育だけ受けておれば十分勤まるのだ、一年間でよろしい、こういう結果になりますが、そうですかと聞いておる。

○政府委員(曾田長宗君) 私どもいたしましては、歯科のいわゆる歯科診

療というものに関する限りは支障がない。ただし、ちょっとつけ加えて申上げますが、一般的の看護婦の場合におきましては、「この一つの大きい仕事は、むしろ入院患者につきまして、お医者様がそばについておられずに、いわゆるある程度の独立性を持った看護業務といふものの責任を持たれる。歯科の場合におきましては、さようなことはきわめて少いのでありますて、いわゆるお医者さんのお手伝いをして診療室で仕事を従事するというような意味におきまして、たゞいま申し上げましたような差異が出てくる。実際問題としましては、それで支障がないといふうに判断いたしておな次第でござります。

け知つてゐるという人では患者は非常に心細いと思うのです。のみならず、これが学校だとか、幼稚園だとか、外国で歯科衛生婦がやつておるよりに、一通り衛生の話ををして、それから歯の磨き方の練習までさしてます。それからあらゆる衛生の講話ををしております。歯科に興することが中心ですけれども、保健婦のやるようなことまでやつていてるようその口腔衛生を一般的にもつと高めていくことをするには、どうも歯科に関する限りは低くなるおそれがあるというふうに考へるのでありますけれども、これは専門のお医者さんの方がそれでいけると言われば私はそちらであると考えるよりはかないのですけれども。

おきましたものでこの診療介補は許され
ておるわけであります。特にこの点に
つきましても、今申し上げましたよう
な入院患者に関するベッド・サイド
ナーシングになりますと、特に仕事に
独立性が出て参ります関係から、こま
かく正規の看護婦の指示を受けなければ
なりませんのですが、診療室勤務の
ような場合には、それで大きな支障を
生じていないというような事情がござ
いますので、私どもは、この事情に合
せまして決して診療の内容を落すとい
うようなことにはならない、また歯科衛
生婦の今後の教育におきましても、
従来の歯科衛生士の教育よりも後退さ
せるという考え方を持つております。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
うでありますので、そのようにいたします。
ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め
て。

次に、連合審査会に関しましてお諮りいたします。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆第二八号)及び恩給法の一部を改正する法律案(衆第一二号)及び恩給法の一部を改正する法律案(衆第一二号)に関する問題であります。内閣委員会と連合審査会を開くことにして、内閣委員会に申し入れることといたします。内閣委員会におきましては、まして決定した場合におきましても、本委員会においても決定したことといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。それではさように決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

七月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

録及び報告（第二十九条—第三十一条）を「第五章 業務に関する記録及び報告（第二十九条—第三十一条）」とし、第五章の二「覚せい剤原料に關する指定及び届出、制限及び禁止並びに取扱（第三十条の二—第三十二条の十四）」に改める。

第一条に次の四項を加える。

5 この法律で「覚せい剤原料」とは、別表に掲げる物をいう。

6 この法律で「覚せい剤原料製造業者」とは、覚せい剤原料を製造することを業とすることができ、又は業務のため覚せい剤原料を製造することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

7 この法律で「覚せい剤原料取扱者」とは、覚せい剤原料を譲り渡すことを業とすることができる、又は業務のため覚せい剤原料を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

8 この法律で「覚せい剤原料研究者」とは、学術研究のため、覚せい剤原料を製造することができる、又は使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

第三条第一項第一号中「登録を受けている者」の下に「（以下「医薬品製造業者」という。）」を加える。

下「医薬品」という。)である覚せい剤原料を輸入する場合

2

次条第一号及び第二号に規定する者並びに薬事法第二十九条第一項(医薬品販売業の登録)の規定により登録を受けている店舗を有する医薬品販売業者(以下「医薬品販売業者」という。)が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けてその業務のため、覚せい剤原料を輸出する場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を輸出してはならない。

(所持の禁止)

第三十条の七 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を所持してはならない。

一 覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者がその業務のため覚せい剤原

料取扱者がその業務のため覚せい剤原料研究者が研究のため覚せい剤原料を所持する場合

三 覚せい剤原料研究者が研究のため覚せい剤原料を所持する場合

四 薬事法第二十条第一項(薬局の登録)の規定により薬局の登録を受けている者(以下「薬局開設者」という。)、医薬品販売業者、病院若しくは診療所の開設者、医療法第五条第一項(往診医師等に関する特例)に規定する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は家畜の診療に従事する獸医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者が当該覚せい剤原料を所持する場合

五 医薬品販売業者(以下「医薬品販売業者」という。)又は家畜の診療に従事する獸医師等(以下「往診又は出診施設の開設者」という。)が、厚生大臣の許可を受けて輸入した医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

張のみによつて家畜の診療に従事する獸医師を行つて、獸医師を含む。以下同じ。)がその業務のため医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

六 医薬品輸入販売業者が、その業務のため、前条第一項第二号に規定する厚生大臣の許可を受けた医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

七 薬局において調剤に従事する獸医師、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は家畜の診療に従事する獸医師及び家畜の開設者である獸医師及び家畜の診療施設の開設者に使用される獣医師(家畜診療施設)がその業務のため医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

八 郵便又は物の運送の業務に從事する者がその業務を行つて必要とする者がその業務を行つて必要とする場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を所持する場合

九 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は家畜の診療に従事する獸医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料の交付を受けた者が当該覚せい剤原料を所持する場合及び当該交付を受ける者の看護に当る者がその者のため当該覚せい剤原料を所持する場合

十 医師、歯科医師又は獸医師の处方せんの交付を受けた者が当

該処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を所持する場合及び当該交付を受けた者の看護に当る者が、その者のため、当該処方せんにおいて輸入した医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

十一 法令に基いてする行為につき

一 医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

二 調剤の禁止

三 第三十条の八 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を製造してはならない。

四 第三十条の八 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を製造してはならない。

五 第三十条の七第一号及び第二号に規定する者並びに医薬品販売業者が、第三十条の六第二項(輸出の許可)に規定する厚生大臣の許可を受けて、その業務のため、覚せい剤原料を輸出する場合

六 第三十条の十一 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第五号までに規定する者(病院又は診療所にあつてはその管理者とし、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員とする。以下同様)は、その所有し、又は所持する覚せい剤原料をそれぞれ次に掲げる場所において保管しなければならない。

七 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第四号までに規定する者が、その業務又は研究のため、その相互の間において、覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受けける場合

八 第三十条の十 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を使用してはならない。

九 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第三号までに規定する者がその業務又は研究のため使

用する場合

一 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第二号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

二 往診医師等及び第三十条の七第六号に規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

三 病院若しくは診療所において

診療に従事する医師若しくは歯

科医師、往診医師等又は家畜の

診療に従事する獸医師から施用のため医薬品である覚せい剤原料を

輸入した医薬品である覚せい剤原料を

輸入した医薬品である覚せい剤原料を

号までに規定する者に譲り渡す場合

三 病院若しくは診療所において

診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は家畜の診療に従事する獸医師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を施用する場合

四 法令に基いてする行為につき

一 調剤の禁止

二 使用する場合

三 第三十条の十一 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第五号までに規定する者(病院又は診療所にあつてはその管理者とし、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員とする。以下同様)は、その所有し、又は所持する覚せい剤原料をそれぞれ次に掲げる場所において保管しなければならない。

四 法令による職務の執行につき

一 第三十条の十 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受けける場合

二 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第三号までに規定する者がその業務又は研究のため使

用する場合

三 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第二号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

四 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第二号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

五 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第二号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

六 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第二号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

七 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第二号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

八 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第二号までに規定する者が医薬品で

診療に従事する獸医師から施用された医薬品である覚せい剤原料を施用する場合及び医薬品である覚せい剤原料を施用する場合

九 第三十条の十一 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第五号までに規定する者(病院又は診療所にあつてはその管理者とし、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員とする。以下同様)は、その所有し、又は所持する覚せい剤原料をそれぞれ次に掲げる場所において保管しなければならない。

一 調剤の禁止

二 使用する場合

三 第三十条の十一 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第五号までに規定する者(病院又は診療所にあつてはその管理者とし、国又は地方公共団体の開設する家畜診療施設にあつては開設者の指定する職員とする。以下同様)は、その所有し、又は所持する覚せい剤原料をそれぞれ次に掲げる場所において保管しなければならない。

四 法令による職務の執行につき

一 第三十条の十 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受けける場合

二 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第三号までに規定する者がその業務又は研究のため使

用する場合

三 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第三号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

四 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第三号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

五 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第三号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

六 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第三号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

七 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第三号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

八 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第三号までに規定する者が医薬品で

ある覚せい剤原料を施用し、又は調剤のため使用する場合

九 第三十条の七(所持の禁止)第一号から第三号までに規定する者が医薬品で

四 薬局開設者にあつては、その
薬局

五 医薬品販売業者にあつては、
その店舗又は厚生省令の定める
ところによりあらかじめ都道府
県知事に届け出た場所

六 病院又は診療所の管理者にあ
つてはその病院又は診療所、往
診医師等にあつてはその住所
診療施設の開設者(国又
は地方公共団体の開設する家畜
診療施設にあつては、開設者の
指定する職員)にあつては、そ
の施設(往診又は出張のみによ
つて家畜の診療業務を行ふ獸医
師にあつては、その住所)

八 医薬品輸入販売業者にあつ
ては、その営業所又は厚生省令の
定めるところによりあらかじめ
都道府県知事を経て厚生大臣に
届け出た場所

第三条の十二 第三十条の七(所
持の禁止)第一号から第五号まで
に規定する者は、その所有し、又
は所持する覚せい剤原料を喪失し、
盗み取られ、又はその所在が不明
となつたときは、すみやかにその覚
せい剤原料の品名及び数量その他
事故の状況を明らかにするため必
要な事項を、同条第一号及び第五
号に規定する者にあつては当該覚
せい剤原料の保管場所の所在地の
都道府県知事を経て厚生大臣に、
その他の者にあつては当該覚せい
剤原料の保管場所の所在地の都道
府県知事に届け出なければならない
い。

(指定の失効等の場合の措置義務)
第三十条の十三 第三十条の七(所
持の禁止)第一号から第五号まで
に規定する者(国又は地方公共団
体の開設する病院又は診療所にあ
つては、その管理者とし、管理者
がない場合には開設者の指定する
職員とし、国又は地方公共団体の
開設する家畜診療施設にあつては
開設者の指定する職員とする。)
は、次に掲げる場合においては、
その事由の生じた日(次条第一項
において準用する第二十五条(再
指定の場合の特例)に規定する指
定の申請をした場合にはその申請
に対する拒否の処分があつた日と
する。以下第三項において同じ。)
から三十日以内に、その所有し、
又は所持する覚せい剤原料につ
て、譲渡、廃棄その他の必要な処
分をしなければならない。ただし
譲渡は、第三十条の七第一号
から第四号までに規定する者への
譲渡に限る。

一 覚せい剤原料製造業者、覚せい
剤研究者、覚せい剤原料取
扱者、覚せい剤原料研究者又は
覚せい剤研究者の指定が効力を
失つたとき(次条第一項において
準用する第二十五条に規定す
る指定の申請をした場合にはそ
の申請に対する拒否の処分があ
つたとき)。

2 第二十四条第四項(指定の失効
の場合の措置義務)中譲渡及び處
分に関する規定は、前項第三号又
は第四号の場合において病院若し
くは診療所又は家畜診療施設の開
設者が國又は地方公共団体である
場合を除いて、同項の規定による
譲渡、廃棄その他の処分につき、
同項の規定により譲渡、廃棄その
他の処分をしなければならない者
に適用する。

3 前二項の場合においては、第一
項の規定により譲渡、廃棄その
他の処分をしなければならない者
は医薬品販売業者かその業務を
廃止したとき、薬事法第二十条
第二項(薬局の登録の有効期

間)、第二十六条第二項(医薬品
製造業の登録の有効期間)(同法
第二十八条(医薬品等の輸入販
売業)において準用する場合を
含む)若しくは第二十九条第三
項(医薬品販売業の登録の有効期
間)の規定により登録の有効期
間が満了してその更新を受けな
かつたとき、又は同法第四十六
条第三項(登録の取消等)の規定
により当該登録を取り消された
とき。

三 病院若しくは診療所の開設者
がその病院若しくは診療所を廢
止し、若しくは医療法第二十九
条第一項(開設許可の取消及び
閉鎖命令)の規定によりその病
院若しくは診療所の開設の許可
を取り消されたとき、又は往診
医師等がその診療を廃止したと
き。

4 第二十四条第四項(指定の失効
の場合の措置義務)中譲渡及び處
分の規定は、覚せい剤原料取
扱者及び覚せい剤原料研究者に
関し準用する。この場合において
「覚せい剤製造業者」とあるのは
「覚せい剤原料製造業者」と、
「覚せい剤施用機関の開設者」と
あるのは「覚せい剤原料取扱者」と、
「覚せい剤研究者」とあるのは「覚せい
剤原料研究者」と、「第六条」と
あるのは第三十条の五(指定及び届
出に関する準用規定)において準
用する第六条と、「覚せい剤施用
機関又は」とあるのは「覚せい剤
原料取扱者又は」と、「それらの者及
びその業務上の補助者については
第三十条の七」と読み替えるもの
とす。

定は、覚せい剤原料に関し準用す
ばならない者及びこれらの者の相
続人、清算人又は合併後存続し、
人並びにこれらの者の業務上の補
助者については、第一項各号に掲
げる事由の生じた日から同項又は
前項の規定による譲渡、廃棄その
他の処分をするまでの間は、第三
十条の七の規定は、適用しない。
第一項及び第二項の場合には、
第三十条の九(譲渡及び譲受の制
限及び禁止)の規定は、適用しな
い。

5 第二十二条第二項中「前項」を「前
二項」に改め、同項中同項を第三項
とし、第一項の次に次の二項を加え
る。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、
覚せい剤原料の取締上必要がある
ときは、当該職員をして第三十条
の十一(保管)各号に規定する者の
当該各号に規定する場所(往診医
師等及び往診又は出張のみによ
て家畜の診療業務を行う獸醫師の
住所を除く)に立ち入りらせ、帳簿
その他の物件を検査させ、覚せい
剤原料若しくは覚せい剤原料であ
ることの疑のある物を試験のため
必要な最小分量に限り取り去し、又
は第三十条の七(所持の禁止)第一
号から第五号までに規定する者そ
の他の関係者について質問をさせ
ることができるもの。

3 第三十三条第一項中「及び前条第
一項」を「並びに前条第一項及び第二
項」に、同条第二項中「前条第一項」
を「前条第一項若しくは第二項」に改
める。

覚せい剤原料につき、第三十条の
七の改正規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法
律第百五十一号)の一部を次によ
うに改正する。

第五条第四十八号中「覚せい剤
製造業者」の下に「覚せい剤原
料製造業者」を、「指定を取り消し」
の下に「覚せい剤製造業者及び覚
せい剤原料製造業者について、業
務の停止を命じ」、「を許
可すること」を「及び覚せい剤原
料の輸入又は輸出を許可すること」
に改める。

(地方自治法の一部改正)

7 地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)の一部を次のように
改正する。

別表第三第一号(四十)中「又は覚
せい剤研究者の指定」を「覚せい
剤研究者、覚せい剤原料取扱者又
は覚せい剤原料研究者の指定」に

改め、「事務等を行い」の下に並
びに「覚せい剤研究者、覚せい剤原
料取扱者又は覚せい剤原料研究者
の研究又は業務の停止を命じ」を
加え、「又は覚せい剤研究者につ
いて」を「覚せい剤研究者、覚せ
い剤原料製造業者等について」に
改める。

(自衛隊法の一部改正)

8 自衛隊法(昭和二十九年法律第
百六十五号)の一部を次のように
改正する。

第百十六条の見出しを「麻薬取
締法等の特例」に改め、同条中
「自衛隊の部隊」の下に「又は補給
処」を、「第二十一条第一項」の下
に「又は覚せい剤取締法(昭和二十
六年法律第二百五十二号)第三十
条の九及び第三十条の七」を、「麻
薬」の下に「又は医薬品である覚せ
い剤原料」を、「部隊の長」の下に
「又は補給処の処長」を加え、「麻
薬取締法の適用」を「麻薬取締法又
は覚せい剤取締法の適用」に改め、
「麻薬管理者」の下に「又は覚せい
剤原料取扱者」を加える。

昭和三十年七月十四日印刷

昭和三十年七月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局